

学校での祝金・官官接待の絶無をめざそう

北嶋 博行（学校事務職員）

学校行事の祝金辞退を通知

横浜市教委は、20年9月17日「自治会町内会に対する学校行事出席の際の負担軽減について（依頼）（教学地第828号）発し「行事等の参加依頼にあたっては、必要に応じて案内状などに『祝金は辞退する』旨明記するよう徹底」するように、各学校長に求めた。横浜市民オンブズマンの取組があったことに感謝したい。

学校長
学校長代理

教学地 第828号
平成20年9月17日

総務課長
学校支援・地域連携課長

自治会町内会に対する学校行事出席の際の負担軽減について（依頼）

市民活力推進局より、自治会町内会への学校行事等への参加依頼にあたって、別添のとおり留意事項が通知（平成20年9月4日市地活第176号）されましたので、各学校においても依頼の趣旨をご理解いただき、適切な対応をしていただきますよう、お願いいたします。

学校内部での自浄作用

学校では、祝金を受け取り、そのお金で校内研究会の講師等として来校した指導主事や他校校長の昼食接待（寿司、天井等）をし、運動会当日の職員の弁当代を払うことが当たり前のように行われてきた。

それに学校内部からも疑問の声があがり自浄作用の取組があった。

学校事務職員運動を進める会では、1995年から数年にわたって、それぞれの学校の事務職員に向けたアンケートを行い、実態を把握するとともに、祝金受取・官官接待があつてはな

祝儀・接待問題のアンケート 単位%

年度	1995	1997	1999
運動会での祝儀の受け取り（受け取っている）	89	64	75
学校間の祝儀のやりとり（行われている）	77	37	25
指導主事などへの接待は（行われている）	69	41	42
「講師など」他校校長の接待は（行われている）	85	66	62

※学校事務職員運動を進める会が横浜市立学校事務職員に行ったアンケートの結果。回収率は二十数%

らないことを訴えてきた。

また、独自に学校長、横浜市教職員組合分会

長宛に、問題点を指摘し廃止を求め要請文を送るなどを行ってきた。

市教委にも問題提起を行い、市教委も問題を受け止め、全市の副校長、事務職員が集まる予算説明会の席などで、「祝金はできるだけ受け取らない」「官官接待は自粛する」などの指導を行った。

それらの結果、祝金の受け取りや官官接待について、自粛しなければならないという雰囲気は生まれてきたように考える。

準公金取扱マニュアルでの祝金

マニュアルでは「祝金等は・・・従前より極力自粛するようお願いし・・・どうしても受領せざるを得ない場合には・・・準公金として扱う」ように求め「学校間の祝金のやりとりは一切行わない」としている。使途についても「教職員個人が負担すべきものにこれ充てるなど」しないよう適正かつ透明な取扱を求めている。

（平成15年度版より）しかし、受取を完全辞退でなくあいまいな表現があり問題を残している。

公立校の祝金は公金との判決—千葉地裁

千葉地裁で、船橋市の学校行事の祝金に取扱に関して「祝金は寄付金に当たり受領時から船橋市の収入になった」。それを懇談会費や茶菓子代に使った分については学校側の不当利得と認定し市長への返還義務を負うとの判決を2008年1月25日に行った。

この判決を受けて佐賀市教委など「祝金辞退」の通知を出すなどしている。

祝金・官官接待に市民の監視を

義務教育無償の原則に基づいて教育活動、学校運営に必要な予算、費目が配当されているとは言いがたい状況がある。また教職員は残業手当が出ないまま過労死ラインすれすれの長時間勤務でかろうじて教育困難な学校を支えている現実がある。しかしだからといって、祝金を受け取り、それを教職員の飲食、官官接待に使ってよい口実にはならない。その問題はその問題として解決を図る努力をするべきである。

祝金、官官接待に市民の監視を求めるとともに、子どもたちの笑顔があふれ、生き生きと学び成長する場としての学校となるよう、行政への取り組み、学校への支援を期待したい。